

新旧対照表

○千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則

新	旧
<p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 昭和三十八年四月一日 規則第二十一号</p> <p>改正 昭和四七年 四月二二日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 二九号 一八号</p> <p>昭和六二年 四月 一日規則第 令和 四年 三月三二日規則第 三八号 四三号</p> <p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(救護の通知)</p> <p>第二条 市町村長は、法第三条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により知事に通知する場合には、行旅病人等救護通知書（別記第一号様式）によらなければならない。</p> <p>一部改正〔令和四年規則四三号〕</p> <p>(行旅死亡人の取扱通知)</p> <p>第三条 市町村長は、法第十条の規定により知事に通知をする場合には、行旅死亡人取扱通知書（別記第二号様式）によらなければならない。</p> <p>一部改正〔令和四年規則四三号〕</p> <p>(費用弁償の請求)</p> <p>第四条 市町村長は、法第五条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第十三条第一項の規定による費用の弁償を県に請求する場合には、行旅病人（死亡人）費用弁償請求書（別記第三号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 費用計算書（別記第四号様式）</p> <p>二 市町村費の繰替払いに対する領収書の謄本</p> <p>三 行旅病人にあつては診療報酬請求明細書の写し、行旅死亡人にあつては診療報酬請求明細書の写し又は検視調書の写し</p> <p>一部改正〔昭和六二年規則三八号・令和四年四三号〕</p>	<p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 昭和三十八年四月一日 規則第二十一号</p> <p>改正 昭和四七年 四月二二日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 二九号 一八号</p> <p>昭和六二年 四月 一日規則第 令和 四年 三月三二日規則第 三八号 四三号</p> <p>千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号。以下「法」という。）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(救護の通知)</p> <p>第二条 市町村長は、法第三条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により知事に通知する場合には、行旅病人等救護通知書（別記第一号様式）によらなければならない。</p> <p>一部改正〔令和四年規則四三号〕</p> <p>(行旅死亡人の取扱通知)</p> <p>第三条 市町村長は、法第十条の規定により知事に通知をする場合には、行旅死亡人取扱通知書（別記第二号様式）によらなければならない。</p> <p>一部改正〔令和四年規則四三号〕</p> <p>(費用弁償の請求)</p> <p>第四条 市町村長は、法第五条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第十三条第一項の規定による費用の弁償を県に請求する場合には、行旅病人（死亡人）費用弁償請求書（別記第三号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 費用計算書（別記第四号様式）</p> <p>二 市町村費の繰替払いに対する領収書の謄本</p> <p>三 行旅病人にあつては診療報酬請求明細書の写し、行旅死亡人にあつては診療報酬請求明細書の写し又は検視調書の写し</p> <p>一部改正〔昭和六二年規則三八号・令和四年四三号〕</p>

(費用の限度)

第五条 法第十五条第一項の規定により市町村費で繰替えをすべき費用の種目及びその限度は、別表のとおりとする。

一部改正 (昭和六十二年規則三八号)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 行旅病人及死亡人ニ関スル費用ノ限度 (明治三十二年県令第四十七号) は、廃止する。

附 則 (昭和四十七年四月二十一日規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年四月一日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日規則第四十三号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第五条)

種目	限度
一 医師診察料、手術料、入院料、看護料、往診料及び診断書料並びに薬価及び療養に関する必要品費	診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定を準用して算定した額。ただし、算定方法に定めのないものについては、その実費とする。
二 出産費	生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) による出産扶助の基準額の範囲内とする。
三 食料	必要最少限度の額
四 番人費	必要最少限度の額
五 被服及び寝具料	必要最少限度の額
六 行旅病人又は行旅死亡人のため特に要する薪炭油費	必要最少限度の額
七 借家料及び小屋掛料	必要最少限度の額

(費用の限度)

第五条 法第十五条第一項の規定により市町村費で繰替えをすべき費用の種目及びその限度は、別表のとおりとする。

一部改正 (昭和六十二年規則三八号)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 行旅病人及死亡人ニ関スル費用ノ限度 (明治三十二年県令第四十七号) は、廃止する。

附 則 (昭和四十七年四月二十一日規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年四月一日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日規則第四十三号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第五条)

種目	限度
一 医師診察料、手術料、入院料、看護料、往診料及び診断書料並びに薬価及び療養に関する必要品費	診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定を準用して算定した額。ただし、算定方法に定めのないものについては、その実費とする。
二 出産費	生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) による出産扶助の基準額の範囲内とする。
三 食料	必要最少限度の額
四 番人費	必要最少限度の額
五 被服及び寝具料	必要最少限度の額
六 行旅病人又は行旅死亡人のため特に要する薪炭油費	必要最少限度の額
七 借家料及び小屋掛料	必要最少限度の額

八 護送及び運搬に関する諸費（死体運搬費を除く。）	必要最少限度の額
九 葬祭料（死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、人夫費、棺代、墓標費等）	生活保護法による葬祭扶助の基準額の範囲内とする。
十 <b>官報に掲載するために要する公告料</b>	実費。ただし、一件一回に限る。

全部改正〔昭和六二年規則三八号〕、一部改正〔令和四年規則四三三号〕

別記  
第一号様式  
(第二条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第二号様式  
(第三条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第三号様式  
(第四条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第四号様式  
(第四条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕

八 護送及び運搬に関する諸費（死体運搬費を除く。）	必要最少限度の額
九 葬祭料（死体検案料、死亡診断書又は検案書料、死体運搬費、人夫費、棺代、墓標費等）	生活保護法による葬祭扶助の基準額の範囲内とする。
十 <b>公告料</b>	実費。ただし、 <b>官報又は一新聞</b> とし一件一回に限る。

全部改正〔昭和六二年規則三八号〕、一部改正〔令和四年規則四三三号〕

別記  
第一号様式  
(第二条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第二号様式  
(第三条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第三号様式  
(第四条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕、一部改正〔令和4年規則43号〕

第四号様式  
(第四条)  
全部改正〔昭和62年規則38号〕